

札幌市におけるモデル世帯の生活保護水準と課税非課税上限世帯との収入比較表—平成17年度—

モデル世帯区分		標準3人世帯		母子3人世帯		一般4人世帯	
世帯区分	夫(33歳) 妻(29歳) 子(4歳)	母(32歳) 子(9歳)	母(30歳) 子(4歳)	夫(35歳) 妻(30歳) 子(9歳)	夫(35歳) 妻(30歳) 子(4歳)	夫(35歳) 妻(30歳) 子(9歳)	夫(35歳) 妻(30歳) 子(4歳)
世帯状況	生活保護世帯	非課税世帯	生活保護世帯	非課税世帯	生活保護世帯	非課税世帯	非課税世帯
世帯状況	夫 疾病のため非稼働 妻 パート 月収83,333円 被扶養援助なし	夫 稼働 社保なし 妻 パート 月収83,333円 被扶養援助なし	夫 稼働 社保なし 前夫の仕送りなし 被扶養援助なし	左と同じ	夫 疾病のため非稼働 妻 パート 月収83,333円 被扶養援助なし	夫 稼働 社保なし 妻 パート 月収83,333円 被扶養援助なし	夫 稼働 社保なし 妻 パート 月収83,333円 被扶養援助なし
稼働収入 年間 児童手当 児童扶養手当 生活保護費 (扶助費)	妻 ハーツ 1,000,000 60,000 妻 パート 1,000,000 1,956,724	夫 紙与 2,071,999 60,000 妻 パート 1,000,000 1,956,724	母 紙与 2,043,999 60,000 一部支給 453,600 877,254	母 紙与 2,043,999 60,000 一部支給 453,600 877,254	母 紙与 2,043,999 60,000 一部支給 453,600 877,254	妻 ハーツ 1,000,000 60,000 妻 パート 1,000,000 2,360,122	妻 ハーツ 1,000,000 60,000 妻 パート 1,000,000 1,000,000
合計額 A	3,016,724	3,131,999	3,434,853	2,557,599	3,420,122	3,631,999	3,631,999
国保保険料 年保険料 各種下水道料金 NHK料金 保育料 医療費 家賃	適用除外 免除 免 除 12,624 免除 免 除 16,140 36,000 142,500 552,000 合計額 B 可処分所得(A-B)	減額後 41,301 免 除 免 除 12,624 免除 免 除 免 除 0 なし(生保現物給付) 552,000 564,624 800,565 (a)	適用除外 免 除 免 除 12,624 免除 免 除 免 除 0 なし(生保現物給付) 552,000 564,624 800,565 (b) - (a) = -120,666 (b)	減額後 41,301 免 除 免 除 12,624 免除 免 除 免 除 0 なし(生保現物給付) 552,000 564,624 800,565 (c) 2,331,434 (d) 2,870,229 (e) 1,793,034 (f) - (e) = -1,077,195 (f) - (e) = -31,561	適用除外 免 除 免 除 12,624 免除 免 除 免 除 0 なし(生保現物給付) 552,000 564,624 800,565 (c) 2,331,434 (d) 2,870,229 (e) 1,793,034 (f) - (e) = -1,077,195 (f) - (e) = -31,561	減額後 41,301 免 除 免 除 12,624 免除 免 除 免 除 0 なし(生保現物給付) 552,000 564,624 800,565 (e) 1,793,034 (f) - (e) = -1,077,195 (f) - (e) = -31,561	減額後 41,301 免 除 免 除 12,624 免除 免 除 免 除 0 なし(生保現物給付) 552,000 564,624 800,565 (e) 1,793,034 (f) - (e) = -1,077,195 (f) - (e) = -31,561

※ 生活保護費は、生活扶助と住宅扶助(限度額46,000円)を計上した(教育扶助は含まない)。収入については基礎控除、特別控除を行った。

※ 教育扶助については、生活保護基準と低所得世帯に対する就学援助による援助額がほぼ同水準にあるため除外した。

※ 国保保険料については、前年所得が33万円以下の世帯であると仮定して、減額率7/10として算出した。

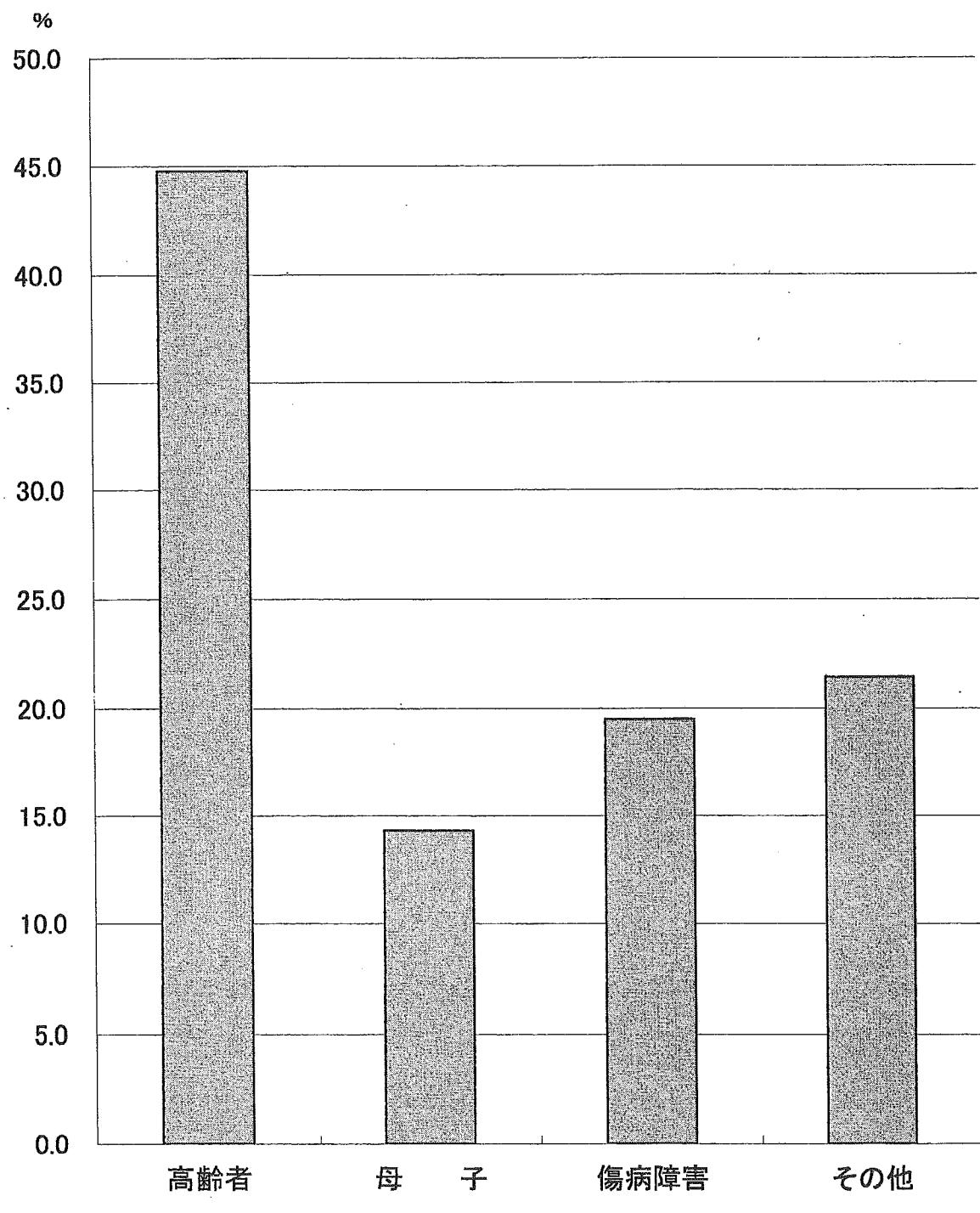
※ 保育料については、前年度分の市民税非課税世帯として算出した。

※ 医療費は、平成16年度総務庁家計調査(第4表 項目「保健医療」)による。

※ 被扶養援助料は、均等割非課税基準、寡婦非課税基準の所得を給与に換算した額を用いた。

※ 生活保護世帯と非課税世帯との生活水準は、単純には比較できない(例えば、非課税世帯の預貯金、資産等は課税に際して算入されない)。

9-16年度被保護世帯増加数に占める世帯類型別割合



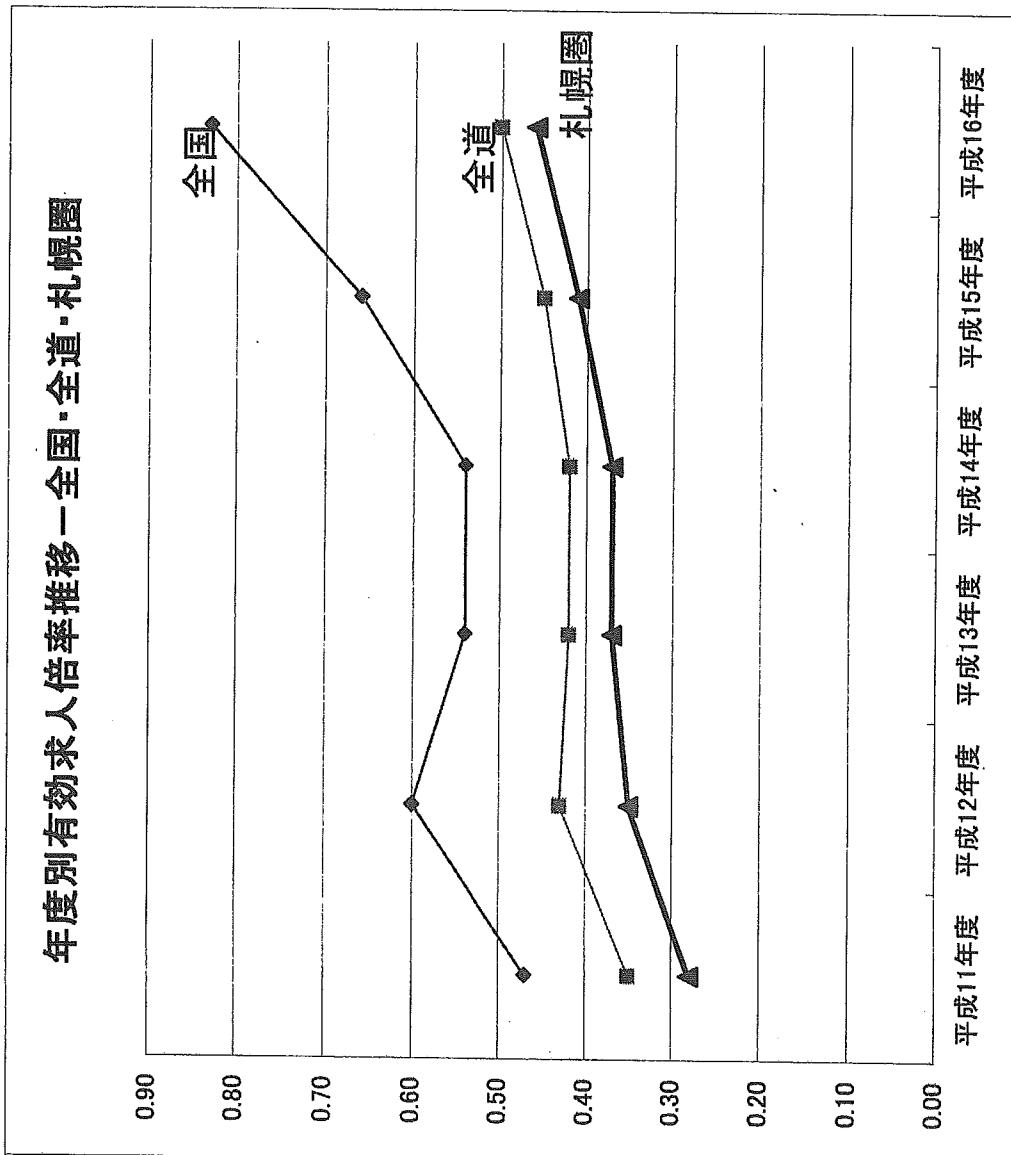
	9年度	16年度	増加数	構成割合(%)
総世帯数	20,159	32,037	11,878	100.0
高齢者世帯	7,422	12,739	5,317	44.8
母子世帯	3,152	4,851	1,699	14.3
傷病・障害者世帯	7,703	10,019	2,316	19.5
その他	1,882	4,428	2,546	21.4

※その他世帯とは、高齢者、母子、傷病・障害者世帯の何れにも該当しない世帯

月別有効求人倍率（常用）推移

		（一般十一大会）全道・全道別求人倍率																										
		4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月					
13年度		0.57	0.41	0.36	0.54	0.40	0.34	0.53	0.40	0.33	0.54	0.42	0.35	0.56	0.44	0.37	0.57	0.46	0.39	0.56	0.43	0.36	0.57	0.51	0.39	0.56		
14年度		0.47	0.37	0.33	0.45	0.36	0.33	0.46	0.37	0.33	0.49	0.40	0.36	0.51	0.43	0.38	0.55	0.46	0.41	0.56	0.46	0.41	0.57	0.51	0.40	0.55		
15年度		0.55	0.43	0.39	0.51	0.43	0.41	0.56	0.46	0.42	0.57	0.46	0.42	0.60	0.58	0.43	0.57	0.62	0.44	0.42	0.61	0.61	0.44	0.62	0.62	0.44	0.61	
16年度		0.55	0.40	0.37	0.53	0.39	0.36	0.54	0.40	0.37	0.53	0.40	0.37	0.55	0.43	0.40	0.55	0.57	0.42	0.40	0.57	0.67	0.45	0.57	0.67	0.45	0.61	
17年度		0.70	0.54	0.40	0.68	0.52	0.38	0.72	0.57	0.42	0.75	0.61	0.45	0.74	0.67	0.49	0.72	0.77	0.47	0.75	0.79	0.46	0.79	0.81	0.48	0.80	0.80	0.46
		0.90	0.80	0.70	0.78	0.60	0.50	0.80	0.70	0.60	0.82	0.72	0.60	0.81	0.74	0.60	0.82	0.85	0.70	0.83	0.79	0.67	0.81	0.88	0.53	0.88	0.82	0.53
		0.80	0.70	0.60	0.68	0.50	0.40	0.70	0.60	0.50	0.72	0.62	0.50	0.71	0.64	0.50	0.72	0.75	0.60	0.78	0.74	0.62	0.76	0.81	0.52	0.81	0.79	0.52

年度別有効求人倍率推移－全国・全道・札幌圏



年度	全国	全道	札幌圏
平成11年度	0.47	0.47	0.28
平成12年度	0.60	0.60	0.35
平成13年度	0.54	0.43	0.35
平成14年度	0.54	0.42	0.37
平成15年度	0.54	0.42	0.37
平成16年度	0.66	0.45	0.41
平成17年度	0.83	0.50	0.54

[報 告]

労働側から見た生活保護自立支援事業の状況と課題

ハローワーク札幌東ナビゲーター

安齋 孝子

資料を見てもらえばわかるのですけれども、開始要件は就労意欲の高い方というふうにいわれていたのですが、けっして就労意欲の高い方ではなくて、就労意欲の高かったのはこの30歳の母子家庭の方だけです。順番に説明していけばいいのですけれども、19歳の方の例は、この事業ができて、ケースワーカーのほうから、「就労意欲はないんだけれども、どうだろう」というお話があったときに、「いいですよ」というお話ををして、登録しました。

54歳のホームレスの方は、ほんとによくハローワークに通っていました。初め執行猶予中だということは知らないで、よくいらっしゃるので、それを思ったのは、電話がなくて、「就職活動に電話が必要だよ」といったときに、普通の保護受給者は「こんどの保護費が出たら買います」とかいう方が多いのですが、この方は1時間後にすぐ携帯番号をもっていらっしゃいました。それで、私は就労意欲のある方だなと思って、ケースワーカーのほうにお電話したら、「じつはこの方はホームレスだったので、そのころ無錢飲食をして逮捕されて、執行猶予中なのです」とお伺いして、そのときはそのときで話は終わつたのですけれども、やはりよくいらっしゃるので「どうだろう?」というふうにお話ををして、こちらのほうからお話ををして登録になった方です。

事例1

30歳の女性のお母さんの事例です。この方は、6月まで保険の外交員として働いていましたが、保険がとれないということでだんだん収入が減り、ケースワーカーのほうから「もっと収入を増やしなさい」ということで登録されてきました。

支援計画としては、介護職に就きたいという本人の希望がありまして、2級ヘルパーの資格取得の方法を考え、訓練の申し込みを勧めました。この訓練ですが、申込者がけつこう多くて倍率も高いので、合格したら受講して、不合格だったら就職しようという話を本人としました。このときにケースワーカーに、「合格したら3ヶ月は行かなければいけないので、そのときの生活費は出ますか?」と、こちらのほうからと本人からと話し合いで、ケースワーカーが「じゃ、いいでしょう」ということで話が決まりました。しかし、残念なことに不合格でした。本人は残念がったのですが、資格がなくても介護の仕事はあるので、「じゃ、そっちのほうで考えましょう」ということで、活動しました。

福祉事務所の同意書には調書がついてきてまして、そのときに、「母親同居で夜勤可能」

と書かれていたのですが、彼女には持っているいろいろな悩みみたいなものがありました。彼女が小学生のころ、お母さんが家を出て、お父さんに育てられたのですが、彼女が中学生のころ、お父さんも再婚をして家を出て行ったそうです。そのころ彼女は人間を信じられなくなつたとおっしゃっていました。その後、お兄さんと生活して、すごい努力家で、働きながら定時制高校を卒業し、名古屋に就職しました。平成11年に札幌に帰ってきて母親と再会します。14年11月から、いろいろと事情があって、生活保護を受けることになって、3月に未婚で出産ということでした。

お母さんはお兄さんと同居していたのですが、お兄さんは仕事の都合で九州へ行き、その後、彼女はお母さんの面倒をみようと心に決めたそうです。けれども、生活をしてみると、自分が母親になったときに、すごく不信感がわいてきて、なぜ子どもを残して家を出たのだろうという思いになって、お母さんとはなにかと言い争いになることがあって、そのやりとりで、「子どもの面倒を見ない」とか「働くのに手伝わない」とかいうお母さんの言葉があつたりして、これじや夜勤の時に子どもを見てもらえないということで彼女が言つきました。

このままでいったらお母さんとは仲良くできないという強い思いがあったのですが、いろいろ相談しているうちに、だんだん気持ちも和らいできました。また、彼女は販売経験が多くて、「介護に合っているのかな?」という思いもありましたので、「職業興味検査」というのをしては?」というふうにいったら、本人も「してみたい」ということで実施しました。

結果は、やはり販売に興味がありまして、介護のほうは、まるつきりだめということではなかつたのですが、そういう結果が出ました。それでも彼女は介護がやりたいという思いがありますので、やはりこの思いを大切にしたいと思って、「どう? お母さんにお手伝いしてもらわないとこの仕事はちょっと難しいよ」とか、「お母さんにはお母さんにそのときの事情があつたんだよ」という話などをいろいろして、彼女の気持ちがだいぶ和らいでいったような気がします。「思いはどうなの?」と聞いたら、「いや、ほんとは仲よくしたいという思いがある」という話をしたりして、「じゃ、お母さんに頼んでみよう」という話になつて、それにはちょっと時間がかかったのですが、「考えてみます」ということになりました。

こちらから情報提供しようと思って、求人票を見ていたら「資格がなくてもいいよ」という病院がありました。そこは夜勤はないのですが、月に4~5回朝早く行かなければい

けない日がありますがそれを彼女に提供しました。そうしましたら、彼女は「じゃ、ちょっとお母さんと相談してきます」といって帰り、2～3日してからだと思いますが、「応募したい、お母さんとの話し合いもいい方向で」ということで、面接日時を決め、履歴書の見直しなどをして面接に行きました。そして、1回の面接で採用になりました。

私のふりかえりとしては、これからまだまだいろいろなことがあって、ことあるごとにそういうことを彼女はまた思い出すのだろうなというのがあるのですが、仕事をしているうちに、気持ちも仕事のほうへいくだろうし、ちょっと余裕ができたりもするのかなと思って、お孫さんを中心に仲よくがんばってほしいと思っています。

事例2

ホームレスのお話ですが、54歳の男性で1人暮らしです。本州のほうでホームレスをしていたそうです。北海道にきて、ホームレスの方は、一時、施設に1ヶ月か半年入らなければならぬそうです。だいたいはその施設のなかで仕事が決まるそうですが、その方は決まらないで、ケースワーカーに相談するとハローワークに行きなさいといわれました。

この方のケースワーカーはけっこう厳しいケースワーカーで、「とにかくハローワークへ行きなさい、ハローワークへ行きなさい」という。「求人誌でもいいんだよ」という話をしたら、「いや、ハローワークでなければだめって、ケースワーカーが言う」という話でした。私はなぜなのだろうかと思って確認しましたら、求人誌で応募したと、ぜんぜん行ってはいらないのに応募したというケースがすごく多いので、とにかくハローワークへ行って、私があとで電話で確認するのだからということで、ハローワークへ行きなさいということでした。

この電話の件もありますが、ほんとによく一生懸命ハローワークに来ました。15年ほど建工具に就いていて、今後も建工具で働きたいなという希望があったのですが、年齢とか地域的なこと也有ってなかなか難しい。それに生活保護受給者は車を持ってはいけないということがありますし、それでは通勤にすごく不便を感じて、やはり近いところでなければ困難だなということがあります。わりと近いところには工場はないし、ちょっと難しいなと思っていましたが、2回ほど受けたのですが、やはりだめでした。

この執行猶予中のことですが、上司とも相談して、事業所側にこれを伝えたほうがいいのかという話になったときに、履歴書を見たら、たいてい職業のあいだが空いていますから、それを聞かれたら、本人がどういう言うか、それは本人に任せようということにしま

した。これも執行猶予中だからこういうことがいえるのですが、もしこれが出所したとかそういうことであれば、また別な話になるかなと思います。

そして、しばらく通っていたのですが、やはり決まらないので、就労できそうな求人を自分で検索してくるように伝えて、待っていました。私も何枚か求人票を用意していました、本人の持ってきたのを見たら、私の用意したのと同じ求人があったのです。それで、「じゃ、すぐここに応募してみよう」ということになりました、面接に行ってもらいました。そうしたら採用になったのです。

ハローワークでは、どういう方が応募して、どういう方が採用になったのかということを画面で見ることができて、けっこう不採用になっているのです。そのなかで採用になっていたので、「えっ、採用になったんだ」と私はすごく嬉しかったです。「よかったです」という話になったのですが、なんかすごい縁があったように感じます。

たまたまその会社の面接官が、いまご本人の住んでいる隣の家の方の息子さんだったそうです。このホームレスの方はほんとに律儀な人で、引越してきたときに、その隣の方に菓子折を持って挨拶に行っていたそうです。それで、履歴書で住所を確認したときに、この面接官のお父さんと同じアパートだったので、お父さんに確認したところ、挨拶にきて、とってもいい人だというお話になって、採用になったわけです。

こういうことはなかなかないなと思って、ちょっと事例にさせてもらったのですが、やはりちゃんと挨拶をするとか、まわりの人と関わっていれば、いつどこにチャンスがあつたかわからないなということで、彼は真面目に就職活動をして、ハローワークで見つけたいい縁だなと思って話させていただきました。

ふりかえりとしては、執行猶予中ということで、就職になかなか結びつきにくい点もあるのだろうなと思いますが、罪は犯したけれども、いまの彼を大事にしたいなと思いました。私の願いとしては、その仕事をずっと続けてほしい。これは清掃関係のお仕事で、送迎というのがあって、そこに引かれて、彼も私も持ってきたような求人なのですが、現在も元気に働いています。

事例3

去年の8月から関わった事例です。そのときは18歳でしたが、いまは19歳になっています。お母さんと弟さんとの3人暮らしで、定時制高校を3ヶ月で自主退学し、その後3年間何もしないで過ごしていたようです。お母さんが生活保護を受けていました、ケー

スワーカーより「仕事をしないか？」という指導を受け、対象者として登録になって8月からきていました。

支援計画としては、食べて、寝てというような生活をしていたこともありますし、すごく体格のいい子でした。「どういう生活をしていたの？」と聞いたら、お昼ごろ起きて、夜遅くまで起きているという生活をしていたそうです。

何を、どのように支援していったらいいのかなと思って考えたのですが、そのときに朝の早起きが必要かなと思い、まず、朝起きをしようということを考え、「毎日ハローワークにこられるか？」といつたら、素直な子で、聞き取れないほどの小さな声で「はい」と言いました。顔はいつも下を向いていて、なんとなくおどおどした様子で、内気な性格だなというのがよくわかりました。彼は、本人の希望で登録したわけでもなく、こっちのほうから問い合わせなければ行動ができないというような性格でした。

規則正しい生活ということを勧めて、1週目は週1日、2週目は1日おき、3週目は毎日来る。時間も、最初の1週間は9時半、その後が9時、その後は8時半と変えていきました。それで、毎日8時半までにくるようになってから約4カ月たって現在にいたっています。雨の日も風の日も吹雪の日もほんとによくきます。その姿には、私もそうですが、ハローワークのなかでも有名になって、みんな感心していました。彼は自転車で片道30分というところをやってきました。

「希望職は何がいいの、どういう仕事をしてみたいの？」と聞くと、「倉庫作業員」とずっと言っていました。それはなぜかなと思ったら、平成16年12月に1カ月だけ就労して、12万円の収入をもらって嬉しかったという話をしていたので、唯一経験した仕事が倉庫作業員なので、それしかいえなかったのかなと思います。それで、何度か面接に行つたのですが、縁がなく採用にはなりませんでした。

東所にはサポートコーナーというのがありますし、面接トレーニングとか履歴書等の書き方とかを勉強させてくれるコーナーですが、「どういう面接をしたの？ちゃんと答えられた？」と聞いたら、「あまり…」という返事が返ってきたので、「じゃ、面接トレーニングをしてもらおう」ということで、面接トレーニングをしました。声を出す練習もしようと、プレハブの二階で、毎朝2人で文章を読み上げたり、大きな声を出す練習をしました。

私は4カ月という期間が過ぎて、ほんとにどうなるのだろうとの不安がありました。こうやって真面目にきている彼の気持ちをどう汲み取っていったらいいのかとずっと考えて

いたところに、9ヶ月訓練のデュアルシステム配管施工科というのですが、「これどうだろうか」という話を上司からもらいました。本人に詳しい説明をしたのですが、なんとか理解できずにいましたので、雇用指導官が「どういうところにあるのか、どんな施設なのか、どんな勉強をするのか見せに行ったらどうだろう」という話になったときに、「どう?」といったら、「行ってみたい」という本人の気持ちがありまして、雇用指導官と3人でその訓練校を訪問しました。

訪問する前に、不安があるということなので、「どういうことが不安なのか紙に書き出してみて」といったら、勉強について行けるかとか、まわりの人と仲よくやれるかとか、そういう不安を文字にしてきました。「じゃ、これは自分の口で聞いてね」といったのですが、当日行って、後ろのほうから見ていましたが、ほんとうにびっくりするほど、その先生に積極的に、自分のほうから質問するということが見られました。帰りの挨拶もほんとによくしっかりとしていて、驚いた次第です。

雇用指導官ともがっちり握手して、父親のいない彼には、その温かいぬくもりで、元気と決意をもらったようで、とてもほほえましく思えました。

私が感じたのは、彼は今まで3年間何もしないで、まわりとも接していないで、ただ家族のなかにいて、人の関わりもなく3年間を過ごしたということで、なんとなく15歳のままで止まってしまっていたような気がします。この先、たくさんの人と関わることによって、もっともっと成長していくのだなと思っています。

訪問したあとに、こちらのほうから願書が出るのかなと心配していましたら、2・3日位たってから、「この願書いつ出したらいいの?」という本人からの申し出があつて、私はすごくうれしかったのですが、雇用指導官も喜んで「いついつまでにちゃんと出して」といったら、本人も「不安はあるけれども、ぜひ勉強してみたい」ということで願書を持ってきました。

これには試験がありまして、11日に面接試験があり、そして合格通知がきて、1月24日からの訓練開始を待っている状態です。今も毎日8時半に来所してきています。

9ヶ月の長い訓練ですけれども、本人から「頑張ります」という決意をもらいました。訓練費用の3万9000円と交通費がかかるのですが、ケースワーカーに、受験のときにこれは生業扶助費からみてももらえないでしょうかねというお話をしたら、自分だけでは決められないでということで、すぐ区役所さんの方へ会議を開いてくれて、「出しましょう」というお話をいただきました。ケースワーカーと今日あたり会って、「いついつ

までにお金を収めるんだよ」とかいう説明をして、手続きをしていると思います。

私のほうのふりかえりとしては、ほんとに長い5カ月半だと思いますが、毎日朝早く通うことの意義を、彼はなんか感じてくれたかなと思います。私にもけっこう強く叱られたり、そういうことがあっても、毎日毎日、もう明日こないかなと思っても、次の日はちゃんと朝8時半にくる彼の姿を見て、私も元気をもらったような気がします。初めは就労意欲とか、働くということに対しては気持ちがほんとになかったです。けれども、これだけ変わっていけるのだなということも、私も彼に教えてもらったり、すごくいい事例だなと思っています。ぜひ9カ月間頑張って就職に結びついてほしいです。

最後に、いまふりかえりに入ったときに、「ハローワークにきてどう思った?」ということを彼に聞きましたら、彼はパソコンでこういうふうに打ってきてくれました。今までその都度、訓練校に行ったときの訓練の感想とかは聞いていますが、こういうふうに長く書いてくれたのは初めてでした。

ちょっと読んであげていただきたいです。

以上で、事例の報告とさせていただきます。

生活保護受給者等就職支援事業対象者事例 1

- 年齢・性別： 30歳・女性、母親（53才）、2才の女児との3人暮らし。
- 来所経緯： 今回の事業で登録される。
- 支援計画： *介護職に就きたいとの本人の希望。2級ヘルパー資格を取得の方法を考え、訓練の申し込みを勧め、合格したら受講、不合格だったら就職と本人も了解。
- 相談経過： * 不合格と言う結果で本人は残念がったが、資格がなくても介護職に就く道はあるので…・きっと良い縁がありそうだよ…と。
福祉事務所からの調書には母親同居で夜勤可能と書かれていたが難しい状況になったと…。
対象者は小学生の頃、母親が家を出て、父親に育てられたが、父親も中学生の頃、再婚して家を出た。その後、兄と生活し、働きながら定時制高校を卒業。本州に就職したが平成11年札幌に。母親と再会。
平成14年11月、生保受給開始、15年3月未婚で出産。
母親は、兄と同居していたが、兄は仕事の都合で九州へ。その後母親と生活すると決めたが、いざ生活してみると、自分が母親になり、子どもを残して家を出た母を許せない気持ちが強く、なにかと言い争いになる。
気持ちの整理をしなければ この先進めないと感じた。
販売経験が多く、介護に向けて相談した方がよいのか、職業興味検査をしてはと…・本人もしてみたいと…・実施する。
結果は販売に興味が…・人と接する仕事に向いているところが高くて…・本人はそれでも介護にと…・（この思いを大切にしたい…）
介護職は夜勤が必ずある…・この機会にお母さんと仲直りしてお願ひしては…・・・何度か来所し、一緒に考える。（日増しに母親への想いが変化していく様子が伺えた。母親を大切にしたい、仲良く暮らしたいと）
夜勤はないが、月に4～5回、早番（7時半出勤のため保育園は間に合わない）のある病院（自宅から近い）資格不問の求人を情報提供する。
休みに関しても、出来るだけ日曜、祭日は考慮するが、必ずとはいえない。お母さんの協力なくしては、自立が難しいと本人も考え、相談してきますと…。
後日、応募したい、お母さんと話し合い、良い方向でと明るい顔で来所。
履歴書の見直し、面接の事等を伝え紹介。採用となる。おめでとう。
- ふりかえり： 母親への想いを理解するには、まだ時間がかかりそうだが、仕事をすることにより、お母さんの必要を感じるのではと…・お孫さんを中心に仲良く、頑張ってほしいと願う。

生活保護受給者等就職支援事業対象者事例 2

- 年齢・性別： 54歳、1人暮らし、ホームレスだった頃 無錢飲食で逮捕され執行猶予の判決を受け現在執行猶予中。
- 来所経緯： 登録はされていなかったが、積極的に来所する。
電話を持っていないので用意したほうが良いとの助言をするとすぐに用意してきた（保護受給者の場合すぐに用意する人は今までいなかった。今度の保護費が出たらと言う相談者ばかりだった）
このことからも、阻害要因はあるが就労意欲ありと感じられたのでこちらから登録してはと…。
リストアップをする。
- 支援計画： * 15年程経験した建具工に就きたい希望があり、その方向で考えて見て、難しければ、他職業でも考えることに…。
- 相談経過： 統括、雇用官とも相談し、執行猶予中のことを、面接時に話す、話さないは本人に任せることを伝える。
建具工は、経験があっても、年齢的に難しいことや、事業所が郊外で通勤が困難だったりで…難しい。2社応募するが縁がなかった。
就労できそうな求人を検索するように伝え、持参した求人とこちらから情報提供した求人（清掃関係）と同じだったのですぐに応募する。
採用となる。採用になった経緯を聞き、不思議な縁を感じる話だった。
面接官が、本人の住むアパートの隣家の息子さんだった。本人は入居時、菓子折りを持参し隣家に挨拶にいっていたことが、きちんとした人と評価され、採用になったとの話に、なんとなく、義理、人情を欠いてはいけないこと、挨拶の大切さ、どこに縁があるかわからないなと感じた。真面目に就職活動しハローワークで見つけた縁です。おめでとう。
- ふりかえり： 執行猶予中ではあるが、本人の真面目な行動、（電話の件も含め）が良い結果を生んだと思われる。
過去の過ちをひきづることなく、真面目に就労されることを願う。せっかくのチャンスを大切にしてほしい。

生活保護受給者等就職支援事業対象者事例 3

- 年齢・性別： 19歳（8月の来所時18歳）・男性、母親、弟（中3）との3人暮らし。
- 来所経緯： 定時制高校を3ヵ月で自主退学。その後3年間何もせずに過ごす。母親と共に生活保護を受給しており、ケースワーカーより就労するよう指導を受ける。そのため、事業支援対象者として登録となり、8月から来所する。
- 支援計画： * 支援メニューを考えると、いきなり仕事にむかうことは無理と思われた。（声も聞きとれない程小さく、顔は下を向いたまま、おどおどした様子だった）本人の希望で登録された訳ではないので・・・出来る事から始めよう、まずは、規則正しい生活・・・それは早起きではなく、朝起きから・・・と考える。
- 時間がかかると思われる所以急がずに進め、1つ1つ、できることで自信をつけていけるようにと・・・。
- 相談経過： 来所時の1週目は週1日、2週目は1日おき、3週目は毎日。（来所時間も9時半まで、9時まで、8時半までと変えていった）毎日8時半まで来所するようになってから、約4ヵ月たち現在に至っている。雨の日も、風の日も、吹雪の日も毎日来所する姿には感心する。（自転車で片道30分）
- 本人は真面目で内気、約束は守る、言われたことは実施する素直な性格である。
- 希望職種については、倉庫作業員と言い続ける。（平成16年12月、母親に勧められヤマト運輸で1ヵ月間就労し12万円の収入を得、うれしかったとの想いがある。唯一経験した職種しか考えられないように思われた。）
- 何度か面接にいくが縁（自信のなさが面接にでてしまっている）がなかった。
- サポートコーナーに協力を願い面接トレーニングをする。「声を出す」トレーニング等も行う。日増しに声が大きくなる。
- この4ヵ月の努力を無駄にしないためと仕事、人間関係に対する不安で進めない気持ちをどう、汲み取っていったらよいかと考えていたところにデュアルシステム配管施工科の話があった。これは本人の毎日の頑張りを周りが認めてくれたことだと思うよと・・・本人に詳しい説明をするが理解できずにいた。
- 訓練の詳しいことを、何処にあるのか、どんな施設なのかどんな勉強をするのか、不安なこと、心配なことを自分の目で確かめに訓練校に

行ってみてはと、雇用指官から提案あり。本人も行ってみたいということで、訓練校訪問となる。当日は驚くほど、積極的に質問する姿が見られた。帰りの挨拶もよく出来ていて驚いた。感動です。

今まで、人との関わりがなく3年間を過ごし、15歳のまま、止まってしまったような気がする。この先、沢山の人と関わることにより、成長していくと確信する。

訪問後、本人から不安はあるが、是非勉強してみたいと願書の提出があった。その後も毎日8時半に来所している。

そして今、合格通知を手にして1月24日の訓練開始を待っている。

9ヶ月の長い訓練ですが、本人から、頑張る決意を聞かせてくれた。又、訓練費用の39,000円と交通費は、生保の生業扶助費から支払われる。そのことについては、訓練申し込み時に、福祉事務所と連絡を取り合ってきた。 合格おめでとう

ふりかえり　：　長い5ヶ月半だったと思う。毎日、朝早く通うことの意義を通して、何かを感じてくれただろうか。彼のなににあっても（かなり強く叱られたことが何度かあり）来所する姿勢には元気をもらった気がする。

これからが大変だと思うが、今までの頑張りを誇りにし、9ヶ月間頑張って、就職に結びつけてほしい。

ハローワークに来てみてどうおもったか(原文)

最初のころは、毎日朝早くにおきるのがとてもつらくていいのがめんどくさかった。夏は自転車で来るので楽といえばらくだが、冬はバスで行くので朝早くに出なければいけないので冬のほうがつらいです。でも毎日早く起きることが前に比べだいぶらくになりました。

8月にハローワークに来て最初はこれから仕事をさがして仕事をするという自覚と意欲はほとんどなかつたけど、お母さんとたまにしごとのはなしをしたりハローワークに来るうちに仕事を学んだり話を聞くうちにじょじょに仕事をするという自覚と意欲が出てきました。

自分が代わったと思えることは、自分の意見が多少言えるようになったことです。周りから変わったといわれても自分ではよくわからないです。

これから行くぎせんについてはとても楽しみにはしていますでも不安のほうが、大きいです。学校に行きましたら少しでも多くのことをまなんで資格を取り9ヶ月間がんばっていきたいと思います。そして、働いて少しでも家庭と弟の高校の学費等をかせいで少しでもお母さんを楽させてあげたいと思います。

[報 告]

労働側から見た生活保護自立支援事業の状況と課題Ⅱ

ハローワーク札幌東雇用指導官

佐藤 孝行

いま安斎ナビゲーターから三つの事例を紹介していただきましたが、私もレジュメを用意しましたが、2人で30分程度ですよというお話でしたので、私はかいつまんで、ポイントだけお話をさせていただきたいと思います。

レジュメ「1.はじめに」のところですが、

ひとつは、紹介した事例ですが、これはこの場限りの資料ということでつくらせていただきました。個人情報の問題等もありますので、この取扱には十分注意をしていただきたいなと思います。

二つ目は、昨日、NHKの取材がございまして、生活保護受給者が増えている、そういうなかで受給できないケースがある、そういう番組の特集と併せて、片方ではこの「自立支援プログラム」、就労支援事業があると、こういう組立てで番組をつくりたい。

そして、27日の19時半の「北海道クローズアップ」で放送したいということでした。どんな内容になっているかわかりませんが、報告しておきたいと思います。

ハローワーク札幌東所においては、私とナビゲーターとコーディネーターの3人が、専門に生保の就労支援を担当しています。

レジュメ「2.支援事業にかかわって」ですが、

札幌市の資料をちょっと見てください。先ほど札幌市の方が使ったレジュメの2枚目のところに図がありますが、「就労支援メニュー選定チーム」についてです。この例示では、安定所の事業担当責任者と安定所のコーディネーターと福祉事務所側の就労支援専門員(コーディネーター)と、この3人が支援対象者と会うのが基本になっていますが、私どもは、要領で、必要に応じてケースワーカーが入ったり、ナビゲーターが入ってもいいというつくりがありましたので、最初からケースワーカーとナビゲーターは一緒に入ろうというつくりにしました。

その考え方は、ひとつは、ケースワーカーに入っていただかないと、どういう状況で生活保護を受けながら、どの支援メニューが相応しいのか、その支援メニューをするにあたっては生業扶助を与えることが妥当なのかどうかということを含めて、どのメニューを選定するかといったときに、やはりケースワーカーが入っていたほうがいいという判断です。

もうひとつは、ナビゲーターを入れたのは、五つの支援メニューのうち、やはりナビゲ

ーターによる支援が中心になるだろう。そのときに、この選定チームでだいたい最低でも60～90分ぐらい話をするわけです。そうすると、この人はナビゲーターに支援を受けますよということになると、こんど別室でもってまたナビゲーターと同じことを話さなければいけないということになります。そうすると、支援対象者の方は「もう嫌になる、また同じことを聞かれるのか」ということになるのを心配しまして、ハローワーク札幌東においては、最初からケースワーカーにも入っていただくし、ナビゲーターにも入っていたくだくこととしました。最初は支援対象者1人を5人が囲むというような、こういう印象を与えるので心配したのですが、そこはそうならないように、レジュメの最後に書きましたが、できるだけ心をときほぐすというか、最後は笑って、本人の笑顔が見られるような状態につくっていこうと、そういうふうに心掛けながらやってきて、支援対象者との信頼関係をどうつくるかということをできるだけ心掛けてやってきました。

レジュメ「3、支援事業の基本メニュー」についてですが、

五つの支援メニューがありますが、どうしても安定所における職業相談・紹介と、ナビゲーターによる支援が中心とならざるをえません。

なぜかということなのですが、職業訓練受講斡旋ですが、現在、札幌東安定所でも5名の方を訓練の受講斡旋しました。そのうち2名の方が雇用保険受給者で、雇用保険の基本手当を受給しながら訓練を受けるという方です。あとの3名の方は、先ほど紹介した配管のデュアル訓練です。雇用保険を受給中の方が訓練を受けた場合には、訓練が修了するまで基本的には、3ヶ月間の訓練ですが、その訓練開始までに雇用保険の基本手当の日数が、例えば90日を受けている方であれば1日以上の残日数があれば、その基本手当を受けながら訓練を受けることができるので、そういう方であれば、訓練ということで受講斡旋しやすいのですが、そうでない方だとどうしても通勤費とか教材費等の問題がでてきます。

福祉事務所側でも生業扶助の扱いにはなかなかしてもらえないということがあって、例えば、ホームヘルパー関係の訓練に行きたいというケースの場合でも、ホームヘルパーの資格をとったとしても、実際に求人が多いわけではないし就業条件等のことを考えると、なかなか難しいということもあって、訓練を諦めるのが実状です。働いていた方で生活保護をいま受給中だけれども、失業して雇用保険受給者ですという方であれば薦めやすいのですが、そうでなければ厳しいというのが理由ではないかと考えます。

トライアル雇用ですが、3ヶ月間、月5万円の支給です。一方で、母子家庭の方とか障害者の方が採用された場合には事業主に1年間の助成金が支給されます。特定求職者雇用

対策助成金という制度ですが、高齢者の方であれば60歳以上、障害者の方、母子家庭の方については、中小企業であれば、1年間、賃金の3分の1が助成されます。ですから、3ヶ月間のトライアル雇用よりは、1年間3分の1の賃金助成をもらったほうがいいというふうになります。最初の3ヶ月間使ってみてというふうに事業主さんが思ってくれれば、トライアル雇用ということになるのですが、1年間使ってみようということになった場合は1年間賃金助成を受けるわけですから、そうすると、会社側としてはできるだけトライアル雇用ではなくて、母子家庭の方であるならば助成金を使いたいと考えてしまう。トライアルでの専用求人が少ないということもあり、トライアル雇用にならない原因ではないかなと思います。

民間教育訓練講座は、申しわけないですけれども、生保の方にさらに本人負担を求めるのは現実的ではないと思います。そもそも資産がなくて生活保護を受けている状態の人に、どうやって20万、30万のお金を工面させるのか、生業扶助できちっと担保するということがないかぎりは、実際的にはありえないことになるのではないかと思います。

レジュメ「4、支援対象者」のところですが、

どういう人をリストしたらよいかということを福祉事務所側から聞かれます。私どもが白石区のケースワーカーに対する研修会で、どういう方を支援対象者にしたらいですかという質問を受けたので、いくつかのことはお話をしたのですが、結論的には、とにかく迷ったら対象者にしてくださいと申しました。3ヶ月～6ヶ月間一緒にやってみてだめだったら、支援対象者から外すというふうに考えて、「この方はどうだろうな?」というふうに思ったら、「ちょっとやってみませんか」ということでやっています。したがって、白石区の支援対象者がいちばんハローワーク札幌東で多いというふうになっています。

レジュメ「5、現在の支援状況」ですが、

現在の支援対象者は北海道全体で503名です。支援対象者が50名以上あがっているのが函館・帯広・釧路・旭川、この四つの都市で、だいたい300名近い方が支援対象者となっています。

札幌圏の状況では、まだ129名ということで、札幌市全体での目標が約500名ということからすれば、まだまだ支援対象者としては少ないかなという状況かと思います。それはいっても、支援対象者129名のうち、就職者数としては50名ほどになっています。